

資料編目次

1	本計画策定の経緯.....	56
2	仙台市障害者施策推進協議会条例.....	59
3	各種データ	61
4	近年の法制定・改正等の動き	67
5	用語の解説.....	69
6	サービスについての説明.....	73

本計画策定の経緯

1 策定の経過

(1) 仙台市障害者等保健福祉基礎調査の実施

年度	月日	詳細
平成28年度	11～1月	仙台市障害者等保健福祉基礎調査（アンケート）実施
	12～2月	仙台市障害者等保健福祉基礎調査（ヒアリング）実施

(2) 仙台市障害者施策推進協議会の開催

年度	月日	詳細
平成28年度	1月27日	第4回：諮問
	3月23日	第5回：仙台市障害者等保健福祉基礎調査結果報告
平成29年度	5月25日	第1回：計画の進捗・課題・今後の方向性、部会の設置
	7月18日	第2回：計画の視点、テーマ別議論（居住環境整備）
	8月22日	第3回：計画の方向性（理念、基本目標、基本方針等）
	9月28日	第4回：テーマ別議論（就労、人材）、到達目標・見込量
	10月25日	第5回：障害児支援作業部会骨子、計画中間案骨子
	11月28日	第6回：他外部委員会等からの報告、計画中間案
	3月8日	第7回：計画答申案

(3) 仙台市障害者施策推進協議会障害児支援作業部会の開催

年度	月日	詳細
平成29年度	6月29日	第1回：国の方向性、統計、アーチル連絡協議会の議論
	7月31日	第2回：特別な支援が必要な児童に対する支援について
	9月7日	第3回：ライフステージに応じた支援について
	10月3日	第4回：報告書に盛り込むべき骨子について

(4) 計画に関連する他の外部委員会等での検討

- 仙台市障害者自立支援協議会
 - 地域生活支援拠点等の整備のあり方について
 - 障害者相談支援体制のあり方について
- 仙台市精神保健福祉審議会
 - 精神障害者とその家族を支える支援のあり方について

2 仙台市障害者施策推進協議会委員名簿（五十音順・敬称略）

委員名	所属・職名
阿部 一彦（会長）	東北福祉大学教授
大坂 純（副会長）	東北こども福祉専門学院副学院長
市川 義直	社会福祉法人共生福祉会会長
岩舘 敏晴	国見台病院院長
川村 和久	かわむらこどもクリニック院長/仙台市医師会理事
桔梗 美紀	株式会社ジョイヤ代表取締役
久保野 恵美子	東北大学大学院法学研究科教授
黒瀧 和子	特定非営利活動法人みどり会運営委員
坂井 伸一	株式会社エイジェックフレンドリー仙台支店
佐々木 寛成	佐々木歯科クリニック院長/一般社団法人仙台歯科医師会理事
白江 浩	宮城県難病相談支援センター長
杉 肇子	仙台市教育局学校教育部特別支援教育課長
鈴木 清隆	社会福祉法人仙台市社会福祉協議会常務理事
清野 智賀子	みやぎ高次脳機能障害ピアサポートチームセタ代表
瀧澤 仁史	仙台公共職業安定所職業相談部長
中嶋 嘉津子	仙台市障害者スポーツ協会理事
中村 祥子	特定非営利活動法人グループゆう代表理事
松本 和美	社会福祉法人仙台つるがや福祉会理事長
目黒 久美子	宮城県自閉症協会会長
諸橋 悟	やまとみらい福祉会特別養護老人ホーム抱優館八乙女施設長

3 障害児支援作業部会専門委員名簿

委員名	所属・職名
植木田 潤（部会長）	国立大学法人宮城教育大学特別支援教育講座准教授
中村 祥子（副部会長）	特定非営利活動法人グループゆう代表理事
沖津 美奈子	社会福祉法人なのはな会なのはな園施設長
小野寺 信子	社会福祉法人仙台はげみの会仙台市袋原たんぼぼホーム園長
杉 肇子	仙台市教育局学校教育部特別支援教育課長
高島 秀一	仙台市子供未来局子供育成部総務課長
千葉 伸彦	東北福祉大学総合福祉学部講師
谷津 尚美	認定特定非営利活動法人アフタースクールぱるけ代表理事

4 パブリックコメントによる市民意見の概要

(1) 意見募集期間

平成 29 年 12 月 21 日（木曜日）から平成 30 年 1 月 22 日（月曜日）

(2) 意見募集方法

- ① 市政だより及び市ホームページに掲載。
- ② 各区役所・総合支所の総合案内及び障害高齢課、障害者総合支援センター、精神保健福祉総合センター、北部及び南部発達相談支援センター、市民のへや、市政情報センター、宮城野区・若林区・太白区情報センター、仙台市福祉プラザ等で設置配布を行なったほか、各市民センター、図書館等にて閲覧。
- ③ 障害者福祉関連の各種団体、障害福祉サービス事業所・施設、家族会、特別支援学校、精神科病院（計 629 ヲ所）に送付したほか、関係附属機関等の委員、障害者相談員、民生委員児童委員（計 1,671 人）に送付。
- ④ その他（イベントにおける配布、メール配信等）

(3) 意見提出方法

専用はがき、郵送、電子メール、ファクス

(4) 意見提出人数・件数

提出数 : 55 人

（内訳：専用はがき 23 人、郵送 6 人、電子メール 20 人、ファクス 6 人）

意見件数：161 件

4 意見の内訳

項目	件数		事業種別	件数
前計画期間の振り返り	1 件		居住支援	18 件
理念	4 件		障害児支援	13 件
基本目標	3 件		相談支援	12 件
基本方針	11 件		人材支援	12 件
重点分野・各施策の概要	107 件	→	生活支援	8 件
到達目標	3 件		障害理解	7 件
見込量確保のための方策等	14 件		就労支援	7 件
見込量	5 件		基盤整備	6 件
その他	13 件		権利擁護	4 件
合計	161 件		その他（※）	20 件

（※）事業種別の数が少ない意見については、すべて「その他」に分類

仙台市障害者施策推進協議会条例

昭和六三年一月二〇日
仙台市条例第一二八号

(趣旨)

第一条 この条例は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第三十六条第三項の規定に基づき、同条第一項の規定により審議会その他の合議制の機関として設置する仙台市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）及びその委員に関し必要な事項を定めるものとする。

（平六、三・平一三、一〇・平一七、三・平二三、一〇・平二四、三・改正）

(組織)

第二条 協議会は、委員二十五人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- 一 関係行政機関の職員
- 二 学識経験者
- 三 障害者
- 四 障害者の福祉に関する事業に従事する者
- 五 市の職員

（平六、三・改正）

(委員の任期)

第三条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（平二四、三・改正）

(専門委員)

第四条 専門の事項を調査させるため必要があるときは、協議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、第二条第二項各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱又は解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第五条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第六条 会長は、協議会の会議を招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和六十四年四月一日から施行する。

附 則(平六、三・改正)

(施行期日)

1 この条例の施行期日は、市長が定める。

(平成六年五月規則第四九号で、平成六年六月一日から施行)

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に仙台市心身障害者対策協議会の委員である者は、その際改正後の第二条第二項の規定により仙台市障害者施策推進協議会の委員として委嘱又は任命されたものとみなし、その任期は、改正後の第三条第一項の規定にかかわらず、同項の任期からその者が仙台市心身障害者対策協議会の委員として在任した期間を控除した期間とする。

3 改正後の第二条第二項第三号及び第四号に掲げる者のうちから委嘱された委員の任期は、改正後の第三条第一項の規定にかかわらず、平成七年五月三十一日までとする。

附 則(平一三、一〇・改正)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平一七、三・改正)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、市長が定める日から施行する。

(平成一七年八月規則第九二号で、附則ただし書に係る規定は、平成一七年八月一〇日から施行)

附 則(平二三、一〇・改正)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平二四、三・改正)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条の改正規定は、市長が定める日から施行する。

(平成二四年五月規則第五四号で、附則第一項ただし書に係る規定は、平成二四年五月二一日から施行)

(経過措置)

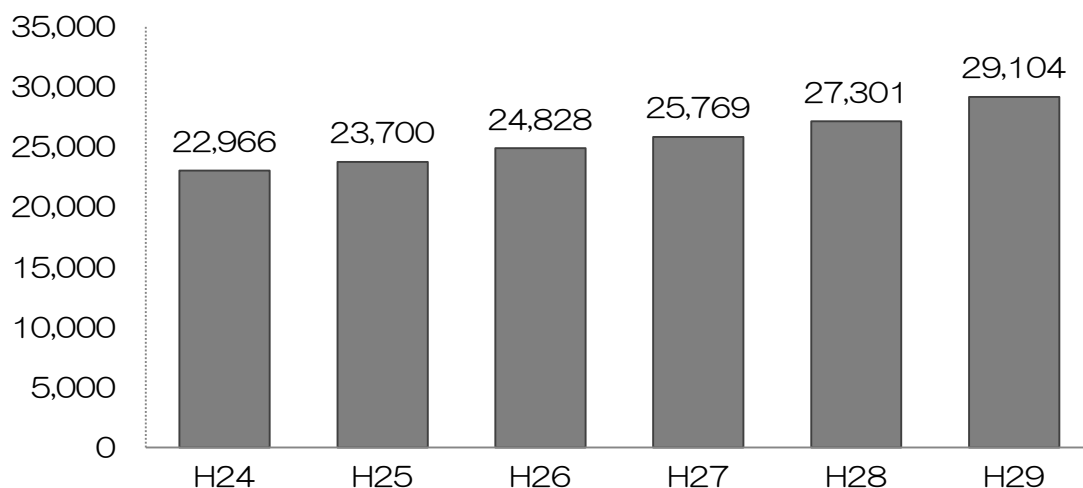
2 この条例の施行の際現に仙台市障害者施策推進協議会の委員である者の任期については、なお従前の例による。

各種データ

○ 障害福祉関連予算¹⁶

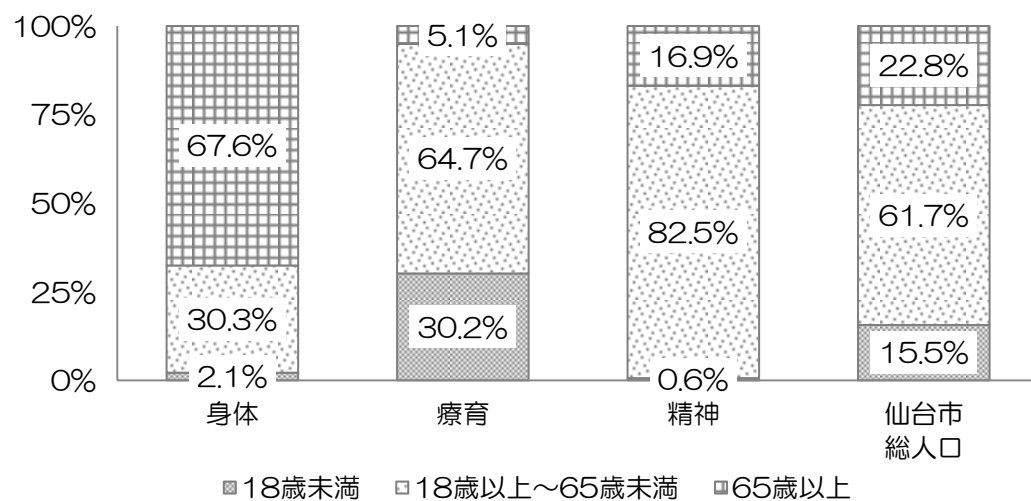
平成 24 年度の 22,966 百万円から平成 29 年度の 29,104 百万円まで、6 年間で 6,138 百万円増加しており、障害福祉に関連する予算は増加傾向にあります。

(単位：百万円)

○ 障害者手帳所持者数¹⁷ (年齢構成比)

身体障害者手帳では、65 歳以上が 67.6%、療育手帳では 18 歳未満が 30.2%、精神障害者保健福祉手帳では 18 歳以上～65 歳未満が 82.5%となっています。

(単位：%)



¹⁶ 人件費を除く障害福祉部所管分を集計。平成 28 年度以前は決算時、平成 29 年度は当初の額を記載。

¹⁷ 障害者手帳所持者数は平成 28 年度末時点、仙台市総人口は平成 29 年 4 月 1 日時点の値。

○ 障害者手帳所持者数¹⁸（詳細）

身体障害者手帳においては、聴覚平衡障害、内部障害が増加しています。

（単位：人）

項目	H24	H25	H26	H27	H28
身体障害者手帳	31,182	31,668	31,937	32,144	32,146
視覚障害	2,137	2,135	2,104	2,112	2,118
聴覚・平衡・音声・言語・ そしゃく機能障害	2,783	2,838	2,902	2,934	2,962
肢体不自由	16,572	16,877	16,921	16,870	16,637
内部障害	9,690	9,818	10,010	10,228	10,429

療育手帳においては、より軽度のBの増加が顕著であり、平成 24 年度から平成 28 年度にかけて 867 人増加しています。

（単位：人）

項目	H24	H25	H26	H27	H28
療育手帳	7,023	7,314	7,590	7,842	8,130
A	2,896	2,955	3,022	3,069	3,136
B	4,127	4,359	4,568	4,773	4,994

精神障害者保健福祉手帳においては、2級の増加が顕著であり、平成 24 年度から平成 28 年度にかけて 1,074 人増加しています。

（単位：人）

項目	H24	H25	H26	H27	H28
精神障害者保健福祉手帳	7,275	7,889	7,418	7,868	8,323
1 級	1,561	1,652	1,312	1,349	1,381
2 級	4,079	4,426	4,519	4,843	5,153
3 級	1,635	1,811	1,587	1,676	1,789

¹⁸ 各障害者手帳所持者数は平成 28 年度末時点の値。

○ 重症心身障害児者数¹⁹

平成 28 年度における重症心身障害児者の人数は 611 人となっています。近年は、在宅の方が増加しており、特に在宅かつ医療的ケアを必要としない方の増加が顕著です。

(単位：人)

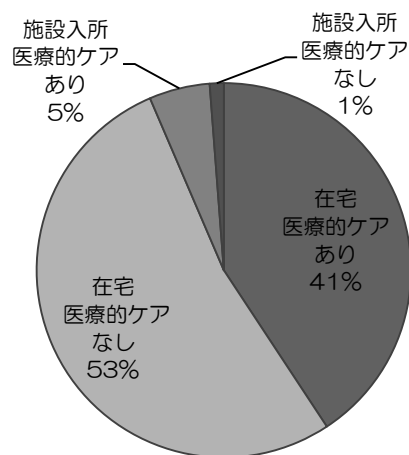
住居	医療的 ケアの有無	H24	H25	H26	H27	H28
在宅	あり	149	160	170	172	176
	なし	230	240	243	296	300
施設入所	あり	41	44	44	47	50
	なし	98	99	97	86	85
合計		518	543	554	601	611

○ 児童：重症心身障害児数²⁰

重症心身障害児の人数は、在宅が 9 割以上を占め、在宅かつ医療的ケアを必要とする方が 41%、在宅かつ医療的ケアを必要としない方が 53%となっています。

(単位：人)

住居	医療的 ケアの有無	H28
在宅	あり	101
	なし	131
施設入所	あり	13
	なし	3
合計		248



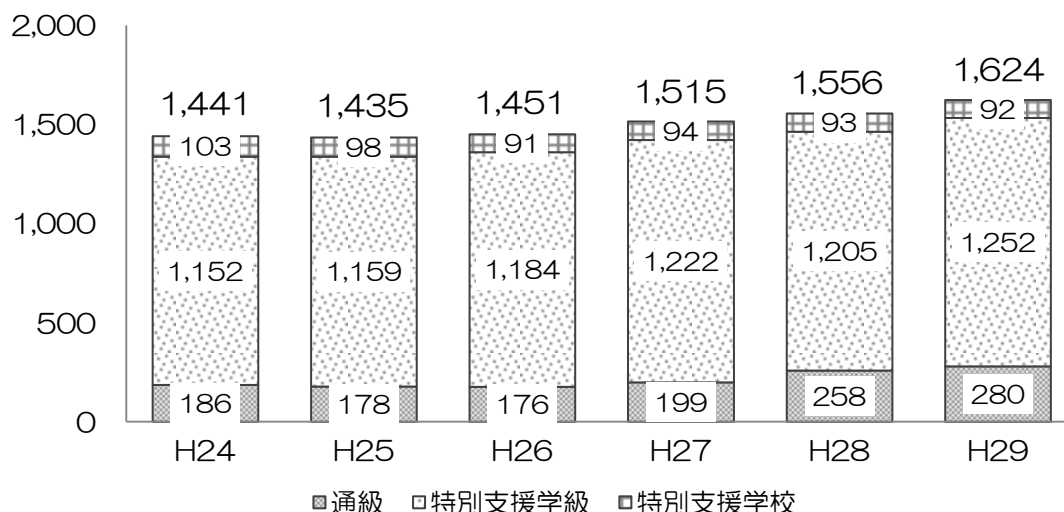
¹⁹ 重症心身障害について、国は明確に判定基準を示していないが、現在では移動機能と知的発達による大島分類という方法で判定するのが一般的となっている。なお、仙台市では大島分類における広義の定義を重症心身障害と定義しており、本表の重症心身障害児者数は、北部アーチルで把握している人数を記載している。

²⁰ 重症心身障害児数については、北部アーチルで把握している人数。

○ 児童：特別支援教育児童生徒数（院内学級を除く）²¹

特別支援学校在籍児童数は横ばいの傾向にある一方で、通級による指導児童生徒数、特別支援学級在籍児童生徒数は、増加傾向にあります。

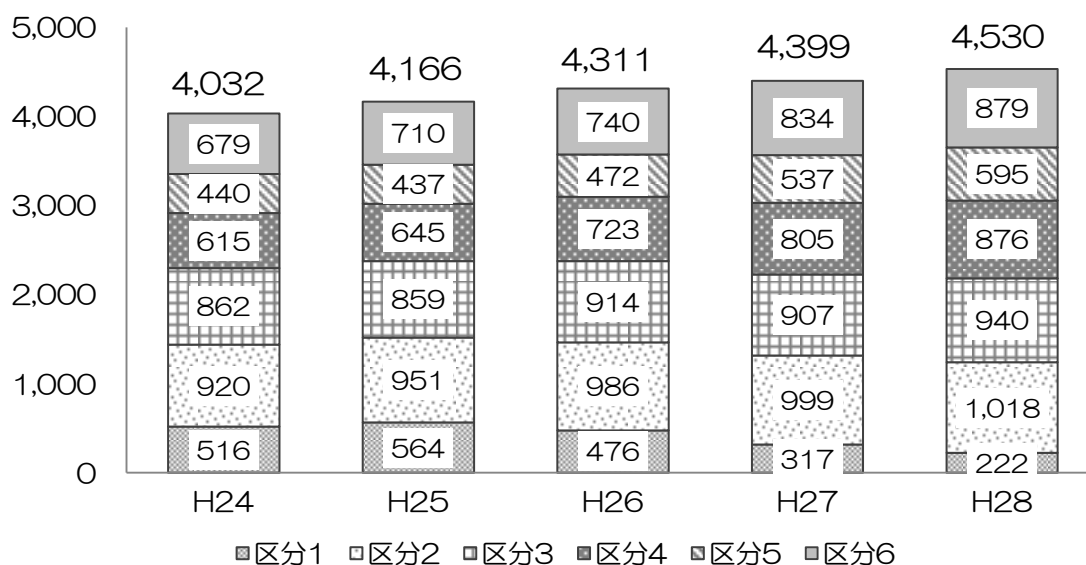
（単位：人）



○ 障害支援区分認定者数

障害支援区分の認定者数は増加傾向にあり、特に区分4と区分6における増加が顕著となっています。

（単位：人）



²¹ 出所：仙台市特別支援教育推進プラン

○ 指定障害福祉サービス事業所数・指定障害児通所支援事業所数（詳細）²²

平成24年度から平成29年度にかけて、放課後等デイサービスや計画相談支援の事業所の増加が顕著になっています。

（単位：事業所）

項目	H24	H25	H26	H27	H28	H29
居宅介護	165	172	163	179	180	178
重度訪問介護	164	170	159	175	174	166
行動援護	24	23	21	22	23	22
同行援護	52	74	75	81	82	83
療養介護	2	3	3	3	3	3
生活介護	55	56	56	59	59	62
短期入所	29	28	28	32	34	36
施設入所支援	16	16	16	16	16	16
共同生活援助	38	41	44	44	46	50
宿泊型自立訓練	4	4	5	5	6	6
自立訓練（機能訓練）	4	4	4	4	4	4
自立訓練（生活訓練）	12	13	14	14	16	15
就労移行支援	33	30	28	32	35	34
就労継続支援（A型）	13	15	13	16	18	18
就労継続支援（B型）	60	65	65	74	79	85
計画相談支援	15	15	26	51	54	54
地域移行支援	17	16	18	28	28	27
地域定着支援	17	16	18	29	28	27
合計	720	761	756	864	885	886

項目	H24	H25	H26	H27	H28	H29
児童発達支援センター	2	2	2	2	2	5
児童発達支援	14	14	17	19	23	20
放課後等デイサービス	38	43	57	68	91	95
保育所等訪問支援	0	0	0	1	1	1
合計	54	59	76	90	117	121

²² 各年度、4月1日時点の事業所数を集計。

○ 指定障害福祉サービス定員数・指定障害児通所支援定員数（詳細）²³

平成 24 年度から平成 29 年度にかけて、共同生活援助や就労継続支援（B 型）、放課後等デイサービスにおける定員数の増加が顕著になっています。

（単位：人）

項目	H24	H25	H26	H27	H28	H29
生活介護	1,630	1,739	1,749	1,824	1,842	1,892
施設入所支援	715	735	735	735	735	735
共同生活援助	715	779	875	958	1,020	1,076
宿泊型自立訓練	80	80	90	90	125	125
自立訓練（機能訓練）	60	60	60	60	60	60
自立訓練（生活訓練）	126	144	142	172	220	212
就労移行支援	427	405	341	393	407	468
就労継続支援（A型）	290	355	300	341	383	376
就労継続支援（B型）	1,308	1,400	1,398	1,576	1,733	1,884
合計	5,351	5,697	5,690	6,149	6,525	6,828

項目	H24	H25	H26	H27	H28	H29
児童発達支援センター	60	60	60	60	60	150
児童発達支援	210	210	220	220	230	140
放課後等デイサービス	380	430	570	670	890	950
合計	650	700	850	950	1,180	1,240

²³ 各年度、4月1日時点の定員数を集計。

近年の法制定・改正等の動き

年度	項目	主な内容
平成 23 年	「障害者基本法」施行（改正）	障害者権利条約の批准に向け国内法整備の一環として改正し、障害者の定義を拡大し、基本原則として差別の禁止を規定
平成 24 年	「障害者虐待防止法」施行	障害者虐待の定義及び類型、虐待の禁止、防止のための国等の責務、早期発見の努力義務、通報義務等を規定
	「児童福祉法」施行（改正）	障害種別に分かれている障害児施設（通所・入所）を一元化するとともに、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等を新設
平成 25 年	「障害者総合支援法」一部施行	障害者の範囲に難病等の追加、地域生活支援事業の追加、障害福祉計画の策定義務化等を規定
	「障害者優先調達推進法」施行	国や地方公共団体等が障害者就労施設等からの物品等の調達を推進する責務を規定
	「障害者雇用促進法」一部施行（改正）	障害者の範囲を明確化するとともに、障害者の法定雇用率を企業 1.8%から 2.0%、国・地方公共団体等 2.1%から 2.3%、都道府県等の教育委員会 2.0%から 2.2%に引き上げ
平成 26 年	「障害者権利条約」批准	障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、権利の実現のための措置等を規定
	「障害者総合支援法」施行	障害支援区分の創設、重度訪問介護の対象拡大、ケアホームのグループホームへの一元化、地域移行支援の対象拡大を規定
	「精神保健福祉法 ²⁴ 」施行（改正）	精神障害者の医療の提供を確保するための指針の策定、保護者制度の廃止、医療保護入院及び精神医療審査会の見直し
	「難病法 ²⁵ 」施行	難病医療費助成の対象疾病が 56 疾病から 306 疾病に拡大（平成 29 年に 330 疾病にさらに拡大）

²⁴ 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」

²⁵ 「難病の患者に対する医療等に関する法律」

年度	項目	主な内容
平成 28 年	「障害者差別解消法」施行	障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止、国・地方公共団体等・事業者の責務、差別を解消するための支援措置を規定
	「障害者雇用促進法」一部施行 (改正)	雇用の分野における障害を理由とする差別的取扱いの禁止、事業主に対する合理的配慮の提供義務、苦情処理・紛争解決援助を規定
	「発達障害者支援法」施行 (改正)	切れ目のない支援について言及、基本理念の新設、発達障害の定義に社会的障壁による制限を追加
	「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」	東京オリンピック・パラリンピックを契機とした共生社会の実現を目指し、児童や事業者に対する心のバリアフリーの推進や、施設等のユニバーサルデザイン化の推進を規定
平成 30 年	「障害者総合支援法」施行 (改正)	自立生活援助・就労定着支援の創設、重度訪問介護の利用拡大、65 歳に至った高齢障害者に対する利用者負担の軽減を規定
	「児童福祉法」施行 (改正)	居宅訪問型児童発達支援の創設、保育所等訪問支援の対象施設の拡大、医療的ケア児に対する支援の拡大、障害児計画の策定義務化
	「障害者雇用促進法」施行	精神障害者を法定雇用率の算定基礎に追加し、障害者の法定雇用率を企業 2.0%⇒2.2%、国・地方公共団体等 2.3%⇒2.5%、都道府県等の教育委員会 2.2%⇒2.4%に引き上げ

用語の解説

ア行

アクセシビリティ

制度やサービスの使いやすさや利用しやすさのこと。

一般就労

就労形態のひとつであり、一般の企業などで雇用契約に基づいて就業すること。

医療的ケア

日常的に行われる経管栄養注入や痰の吸引、導尿補助などの医療的な生活援助行為。

カ行

共生型サービス

障害福祉または介護保険のいずれかの居宅・日中活動系サービス（デイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイ）の指定を受けている事業所が、もう一方の制度における居宅・日中活動系サービスの指定も受けやすく基準を設けたもの。

高次脳機能障害

交通事故や脳卒中などによって脳に損傷を受けたことにより、記憶や注意、思考、言語、学習などに障害が生じ、生活に支障がある状態。

合理的配慮

障害のある方の性別、年齢及び障害の状態に応じた社会的障壁の除去のための必要かつ合理的な現状の変更及び調整。

国際障害者年

1981年を指し、「完全参加と平等」がテーマとされ、次の目的を実現するため国際的な取り組みを行うことが決議された。

- (1) 障害者が身体的にも精神的にも社会に適応することができるように援助すること。
- (2) 適切な援助、訓練、医療及び指導を行うことにより、障害者が適切な仕事につき、社会生活に十分に参加することができるようにすること。
- (3) 障害者が社会生活に実際に参加することができるよう、公共建築物や交通機関を利用しやすくするための調査研究プロジェクトを推進すること。

- (4) 障害者が経済的、社会的及び政治的活動に参加する権利を有していることについて一般国民の理解を深めること。
- (5) 障害の発生予防対策及びリハビリテーション対策を推進すること。

国連・障害者の十年

国際障害者年の成果をもとに検討されてきた「障害者に関する世界行動計画」の実施にあたって定められた 1983～92 年までのこと。

心のバリアフリー

様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。

サ行

事業継続計画（BCP）

自然災害や大火災等の緊急事態に遭遇した場合において、事業所等の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続や早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための手法、手段などを取り決めておく計画。

重症心身障害

児童福祉において行政上の措置を行うための定義であり、重度の知的障害と重度の肢体不自由を重複している障害を指す。

障害支援区分

障害の多様な特性や、その他の心身の状態に応じて必要とされる、標準的な支援の度合いを総合的に示すもの。

障害者ケアマネジメント

障害のある方の地域における活動を支援するために、ケアマネジメントを希望する方の意向を踏まえて、福祉・保健・医療・教育・就労などの幅広いニーズと、様々な地域の社会資源の間に立って、複数のサービスを適切に結び付けて調整を図るとともに、総合的かつ継続的なサービスの供給を確保し、さらには社会資源の改善及び開発を推進する援助方法。

障害者週間

毎年 12 月 3 日から 12 月 9 日までの 1 週間のこと。

ジョブコーチ

障害のある方が一般の職場に適応し定着できるように、職場内外の支援環境を整える者。職場適応援助者。

成年後見制度

知的障害や精神障害などにより物事を判断する能力が十分ではない方を対象として、家庭裁判所への申し立てによりその方の権利を守る援助者（「成年後見人」など）を選任することで、法律的な支援を得られるようにする制度。

セルフヘルプ

同じ病気や悩みを持つ障害当事者同士が、お互いの体験を共有しながら支え合うこと。

タ行

地域生活支援事業・地域生活支援促進事業

障害者総合支援法に基づいており、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を地域生活支援事業、その中でも特に政策的な課題に対応する事業を地域生活支援促進事業という。

ナ行

ノーマライゼーション

障害のある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指すための活動。

難病

「原因不明で、治療方法が未確立であり、かつ後遺症を残す可能性が高い病気」で、「経過が慢性的で、経済的負担が大きいだけでなく、介護者の負担や精神的な負担が大きい病気」を指す。

ハ行

バリアフリー

公共施設や住宅などにおいて、段差などの物理的な障壁や不便さを無くすこと。また、高齢の方や障害のある方等を含め、すべての人が壁を感じることはないような社会をつくらうという考え方のこと。

ピアカウンセリング

障害のある方同士が対等な立場で行うカウンセリング。互いの悩みなどを語り合い、傾聴し合い情報交換を行うことを通して、自分で自分の問題を解決することを支援する。（ピア/peer は仲間や同僚の意味）

ピアサポート

同じような悩みや背景を持つ人、障害のある方同士が、対等な立場で互いに支え合うこと。

福祉的就労

就労継続支援事業所、就労移行支援事業所などで就労すること。

福祉避難所

指定避難所で生活をし続けることが困難な高齢の方や、障害のある方等の要援護者を二次的に受け入れるために開設する避難所。

不当な差別的取扱い

正当な理由なく、障害を理由として、障害のない方と比べて不利益取扱いをすること。

補助犬

盲導犬、聴導犬、介助犬を指し、身体障害者補助犬法に基づき認定された犬のこと。

ヤ行

要約筆記

聴覚障害のある方への情報保障手段のひとつで、話されている内容を要約し、文字として伝えること。

ユニバーサルデザイン

施設や製品等について、新たな障壁や不便さが生じないよう誰にとっても利用しやすくデザインするという考え方のこと。

ラ行

ロービジョン

視機能が弱く、矯正もできない状態のこと。

サービスについての説明

1 障害福祉サービス

①訪問系	居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由、知的障害、精神障害により、行動上著しい困難があり常時介護を必要とする方に対して、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護や、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	同行援護	視覚障害により移動に著しい困難がある方に、移動に必要な情報の提供や移動の援護などの外出支援を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている方が行動する時に、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性が高い方に、居宅介護、重度訪問介護、行動援護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。
②日中活動系	生活介護	常時介護を必要とする方に、主に昼間、入浴、排せつ、食事などの介護を行うとともに、創作的活動・生産活動の機会の提供を行います。
	自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるように、一定期間、理学療法、作業療法など、身体機能向上のために必要な訓練を行います。
	自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるように、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	企業などに雇用を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練などを行います。
	就労継続支援 A 型	企業などに雇用されることが困難な方に働く場を提供するとともに、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練などを行います（雇用契約を結びます。）。
	就労継続支援 B 型	企業などに雇用されることが困難な方に働く場を提供するとともに、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練などを行います（雇用契約を結びません。）。
	就労定着支援	一般就労に移行した方の就労に伴う生活面の課題に対して、企業・自宅などへの訪問や、必要な連絡調整や指導・助言等を行うことで、本人の就労の継続を図ります。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、主に昼間、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護、日常生活上の支援を行います。
	短期入所	自宅で介護を行っている方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

③ 居住系

自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。
共同生活援助	夜間や休日、共同生活を営む住居で、相談、日常生活の援助、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
施設入所支援	施設に入所する障害のある方に対して、夜間や休日に、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

2 相談支援

計画相談支援	障害福祉サービスの利用申請時のサービス等利用計画案の作成、サービス支給決定後の連絡調整、サービス等利用計画の作成を行います。また、作成された計画が適切かどうかモニタリング（検証）し、必要に応じて見直しを行います。
地域移行支援	障害者支援施設などに入所している方や精神科病院に入院している方に対して、住居の確保や地域生活移行に関する相談、外出時の同行、障害福祉サービスの体験的な利用支援など必要な支援を行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活する障害のある方に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

3 障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援

児童発達支援	障害のある児童や発達に不安のある児童が、日常生活における基本的動作や知識などを習得し、集団生活に適應することができるように、指導・訓練を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障害のある児童や発達に不安のある児童に対して、放課後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練などを継続的に提供することにより、児童の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。
居宅訪問型児童発達支援	重い障害等により外出が困難な障害児に対して、居宅を訪問して発達支援を提供します。
福祉型児童入所支援・ 医療型児童入所支援	障害児入所施設や指定医療機関に入所する障害のある児童に対して、保護、日常生活の指導、治療などを行います。
障害児相談支援	障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）の利用申請時の「障害児支援利用計画案」の作成、支給決定後の連絡調整、「障害児支援利用計画」の作成を行います。また、作成された計画が適切かどうかモニタリング（検証）し、必要に応じて見直しを行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	人工呼吸器を装着している障害のある児童や重症心身障害児などが地域で安心して暮らしていけるようにするための支援を総合的に調整する者を指します。

障害児等保育事業	保育施設等において保育が可能な、障害等のある生後5か月以上の児童の保育を行います。
放課後児童健全育成事業	就労等により放課後等に保護者が家庭にいない小学生の児童を対象に、児童館等において適切な遊びや生活の場を提供します。

4 発達障害のある方等に対する支援

発達障害者支援地域協議会	自閉症、アスペルガー症候群等の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などの発達障害のある方等への支援体制を整備するため、医療、保健、福祉、教育、労働などの関係者で構成する協議会を指します。
発達障害者支援センター	発達障害の早期発見、早期の発達支援などのために、発達障害のある方、その家族、関係者に対して、専門相談、情報の提供、助言などを行う機関を指し、仙台市では北部及び南部アーチルを指します。
発達障害者地域支援マネジャー	発達障害児者の支援に相当の経験と知識のある社会福祉士などを指し、市町村、事業所、医療機関など関係機関の連携に必要な連絡、調整、助言などを総合的に行うことができる者を指します。

5 地域生活支援事業

① 必須事業

理解促進研修・啓発事業	障害のある方に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。
自発的活動支援事業	障害のある方、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。
相談支援事業	障害のある方、その保護者、支援者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や社会資源の活用のための援助を行い、自立した生活ができるように支援します。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が必要と認められる知的障害のある方や精神障害のある方などが制度を利用しやすくなるよう、一定の条件のもと、家庭裁判所への申し立てに係る費用や後見人などに支払う報酬分の費用について補助を行います。
意思疎通支援事業	手話通訳者や要約筆記者の派遣、点訳や音訳などによる情報提供など、聴覚障害や視覚障害のある方に対する意思疎通を支援します。また、意思疎通が困難な障害のある方が入院した場合に、本人の意思を理解し伝えることができるホームヘルパーをコミュニケーション支援員として病院に派遣します。
日常生活用具給付事業	重い障害がある方などに対して、日常生活の便宜を図るために介護・訓練支援用具など6種の用具を給付します。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害のある方との交流活動の促進、理解啓発などの支援者として手話奉仕員の養成研修を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある方が外出するための支援を行います。
地域活動支援センター	地域において自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などを行います。
発達障害者支援センター運営事業	発達障害のある方やその家族などに対して、相談支援、発達支援、就労支援、情報提供などを行うとともに、関係機関と連携しながら総合的に支援を行います。
障害児等療育支援事業	障害のある児童やその家族の様々な相談に応じ、療育指導を行うことにより、地域生活の支援を行います。
専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	意思疎通支援を行う者のうち、特に専門性の高い手話通訳者と要約筆記者の養成研修を行います。また、盲ろう者向け通訳・介助員の養成研修を行います。
専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣を行います。
広域的な支援事業	市町村域を超えて広域的な支援を行い、障害のある方が自立した日常生活や社会生活を営むことができるようにします。

②任意事業

福祉ホーム事業	住居を必要とする障害のある方に対して、低額な料金で居室や設備を提供するとともに、日常生活に必要な便宜を供し、地域生活を支援します。
訪問入浴サービス事業	自宅の浴槽で入浴が困難な重い身体障害のある方に対して、自宅への訪問により入浴などのサービスを行います。
生活訓練等事業	日常生活に必要な訓練を行うことに対する支援を行います。
日中一時支援事業	自宅で介護を行っている方が、病気や冠婚葬祭、休息をとる場合などに、日中一時的に、施設で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
スポーツ・レクリエーション教室開催事業	障害のある方の体力向上や交流・余暇活動などの推進、障害者スポーツの普及を目的とした、各種スポーツ・レクリエーション教室や障害者スポーツ大会を開催します。
芸術・文化講座開催等事業	障害のある方の芸術・文化活動を支援する講座などを実施します。
点字・声の広報等発行事業	点訳、音声訳などにより、市政だよりや視覚障害者等関係事業、生活情報など地域生活をするうえで必要な情報を定期的に提供します。
奉仕員養成研修事業	点訳奉仕員、朗読奉仕員の養成研修を行います。

6 地域生活支援促進事業

障害者虐待防止対策支援事業	障害のある方への虐待の未然防止や早期発見、虐待発見時の迅速な対応などにつなげるため、研修会の開催や相談受付体制の強化、虐待を受けた方の保護及び安全確保のための体制整備などに関する取り組みを行います。
成年後見制度普及啓発事業	研修会などの開催やパンフレット・ポスターなどの作成を通じて、成年後見制度の利用を促進し、障害のある方の権利擁護を図ります。
かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業	発達障害のある方が日頃から受診するかかりつけ医などに対して、発達障害に関する研修を実施します。
発達障害者支援体制整備事業	発達障害者支援センターの地域支援機能を強化するとともに、家族支援体制を整備することで、発達障害のある方に対する乳幼児期から高齢期における各ライフステージに対応する一貫した支援を行います。
医療的ケア児等コーディネーター養成研修事業	人工呼吸器を装着している障害のある児童や重症心身障害児などへの支援に従事できる者や、医療的ケア児などの支援を総合的に調整する者を養成するための研修を実施します。
本人活動支援事業	知的障害のある方の主体的なボランティア活動、交流会、勉強会、レクリエーション活動などに対する支援を行います。
ボランティア活動支援事業	障害のある方やその家族によるボランティア活動などを支援します。
発達障害児自立支援事業	行動障害かつ発達障害のある方に対して宿泊アセスメントを実施し、行動障害の深刻化・固着化の予防、地域生活の支援を行います。
自閉症児者地域生活支援事業	自閉症のある方とその家族に対する在宅福祉サービス等の利用援助や情報提供、支援者の人材育成などを総合的に行うことにより、自閉症児者の地域生活を支援します。

平成30年3月

編集・発行／仙台市健康福祉局障害福祉部障害企画課

仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

電話番号 022-214-8163

FAX 022-223-3573

E-mail fuk005330@city.sendai.jp